

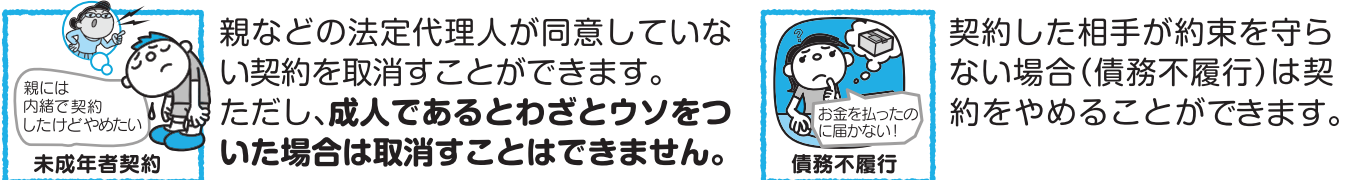
契約はやめられないの？

原則として、契約が成立すると一方的に解消することはできません。しかし、契約時の説明にウソがあったり、契約後に約束が守られない場合などは契約を解消することができます。また、未成年者が親の同意なく契約した場合は取消せます。訪問販売などではクーリング・オフができる場合もあります。

消費者契約法 取消することができる契約について定めています。(P16参照)



民法 解除や取消することができる契約について定めています。(P16参照)



民法改正による成年年齢の引下げと消費者契約

2022年(令和4年)4月1日より、成年年齢が18歳に引き下げられました。成年になると法定代理人(親権者など)の同意なく、自分の意思のみで契約を結ぶことができるようになります。また、契約以外にもできることが増えます。

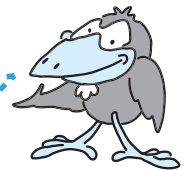
18歳からできるようになること	20歳までできないこと
○法定代理人の同意がない契約 例) アパートの部屋を借りる スマホの契約を切り替える 等	●飲酒・喫煙
○10年用一般旅券(パスポート)の取得	●公営競技の投票券(馬券など)を 購入すること
○性別の取り扱いの変更の審判	●大型・中型免許等の取得
	●猟銃の所持の許可

ローンを組んだりクレジットカードを取得することもできますが、どちらも支払い能力の審査があるので、必ずできるとは限りません。

Q.未成年者取消権はどうなるの？

A.18歳以上の人は行使できなくなります。ただし、18歳の誕生日を迎えるまでは、未成年として扱われるので取消することができます。

同じ学年や生まれ年でも、18歳の誕生日を迎えた人から成人になるよ！



特定商取引に関する法律(特定商取引法)

消費者トラブルの多い7つの取引について、事業者が守るべきルールとクーリング・オフなどの消費者を守るルールを定めています。(P16-17参照)



消費者庁イラスト集より